

令和5年度（運動・文化）部活動の方針・課外活動の方針

目標

はじめに、部活動は課外活動ではあるが、学校教育活動の一環としてとらえ、本校教育目標の願いを達成すべく運営されるものとする。

- 1 興味・関心を同じくする友と運動や芸術を鍛錬・追究し、自己の心身を鍛え磨く場とする。
- 2 個々のもつ能力や長所を発揮して、体力や技術の向上を目指したり、感性・情緒を高めたり、生活を豊かにしたりする場とする。
- 3 指導者の適切な指導を受け、練習に励み、協力し合って進めることを通して、自主性や創造性を高める場とする。
- 4 規律ある集団生活を通して、個人と集団との好ましい在り方や学級や学年を越えた繋がりを学び、より望ましい人間関係を築こうとする態度を養う場とする。
- 5 競技会、発表会、コンクール等の対外試合・諸経験を通して、学校を代表して活動できる資質を養う場とする。

本校の運営方針

■活動時間について

- 1 朝は活動しない。中体連主催の大会前2週間程度、冬期の活動時間の確保が難しい場合には行うことができる。生徒、保護者の理解を得ながら進める。7:30から8:00を原則とする。
- 2 各期間の部活終了時刻、完全下校時刻

月 日	終了時刻	完全下校時刻
4月 7日～	17:45	18:00
5月 8日～	18:15	18:30（最長）
8月 22日～	17:45	18:00
9月 11日～	17:30	17:45
9月 26日～	17:00	17:15
10月 23日～	16:25	16:40（最短）
1月 22日～	17:00	17:15
2月 16日～	17:15	17:30

- 3 生徒昇降口は7:30以降に開錠される。
- 4 定期テスト前の活動休止（土日含む）はテストの3日前とする。
※大会直前の場合は活動を考慮する。
- 5 部活動を延長する場合は、総活動時間が3時間を超えないように配慮する。
- 6 活動時間確保のため、冬期（10月23日～3月）は18:15まで部活動を延長することができる。活動場所は中学校体育館、18:30完全下校、保護者迎え、1週間で2日以内を守って行う。
- 7 1年生については5月19日の1学期中間テストまでは下校時刻を17:30とする。
- 8 1週間のうち、水曜日の放課後は部活動なしとする。大会前の活動は認めるが、生徒、保護者の理解を得て、上記5の内容や1週間の運動量やバランス、休養等の配慮をして行う。

■ 休日、長期休業中の練習について

- 1 長期休業を除く休日（土日）の部活動については、原則としてどちらか1日とする。
- 2 週末の両日に大会参加等で活動した場合は、休養日ができるだけ他の週末に振り替える。
- 3 長期休業中の活動は、休業期間の半分以上の休養日を設定し、できるだけ平日に行う。
- 4 休日に活動する場合は、生徒の家庭の負担にならないようにする。また昼食をはさんでの活動は禁止とする。
- 5 休日の部活動・練習試合等の自転車での移動については、ヘルメット着用の条件で認める。
- 6 部室を使う、部の用具を使う、部員が集合する、顧問の許可を得ていない活動をする等、学校施設を使用しての自主練習は禁止とする。

指導体制の工夫

* 校内職員組織の工夫

→顧問 2人以上の体制をとる。

4月当初に顧問会を開き、顧問の決定を行う。

主顧問が一人で全てを行うのではなく、副顧問と相談の上、仕事内容を分担して運営にあたるようにする。

* 外部指導者や部活動指導員の活用、教職員との役割分担

→男女ソフトテニス部、野球部では、部活動指導員を主顧問にし、活動を行っている。

→外部指導者を招いての部活動運営委員会を開く。

* 総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団など、地域のスポーツクラブとの連携 等

→地域に新たなクラブチームが発足した種目もあり、連携を図り指導体制を探っていく。

その他

* 保護者、地域への周知方法（年度当初に説明を行う）

→1年生の入部にあたり、学校からの運営方針を伝える文書を配付する。

2、3年生の継続願いを提出する際も同様

部活動の発足にあたり、運営方針や確認事項を文書で配付

部活動運営委員会で、学校の運営方針を伝える（年2回の予定）

* その他

→特別な事情が生じた場合は、佐久市教育委員会の指導を仰ぎ、校長が判断する。